

神戸地裁昭和五七年（行ウ）第一号、五八・三・一五判決

判 決

原 告 ネッスル日本株式会社

被 告 兵庫県地方労働委員会

（主文）

一 被告が、兵庫県地方労働委員会昭和五四年(不)第二一号不当労働行為救済申立事件について昭和五六年一二月四日付でした別紙命令書記載の主文第一項に関する命令を取り消す。

二 訴訟費用は被告の負担とする。

（事実）

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

主文と同旨

二 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求の原因

1 本件命令

訴外ネッスル日本労働組合(以下「組合」という。)は、昭和五四年、被告に対し、原告を被申立人として不当労働行為救済の申立(兵庫県地方労働委員会昭和五四年(不)第二一号不当労働行為救済申立事件)をしたところ、被告は、昭和五六年一二月四日付の別紙命令書(以下「命令書」という。)記載の第一項をもって、「被申立人(本件原告)は、申立人組合(組合)が昭和五四年一〇月一日付でなした昭和五四年秋闘要求のうち、「住宅制度の拡充」及び「体育奨励金制度の新設」について団体交渉に応じなければならない。」との命令(以下「本件命令」という。)を発し、同命令書の写は、同年一二月一四日原告に送達された。

2 本件命令の違法性

本件命令は、原告が昭和五四年秋闘において原告の従業員をもって組織する組合との間で、住宅制度の拡充及び体育奨励金制度の新設について団体交渉に応じられないとしたのは、不当労働行為であるとして、組合の不当労働行為救済の申立を認容したが、これは、事実の認定及び法令の適用を誤ったものであって違法である。

3 昭和五四年秋闘の交渉経過等に関する命令書理由第1記載事実の認否

(一) 1の(1)、(2)、2の(1)ないし(4)の各事実を認める。

(二) 3の(1)のアの事実のうち、組合が昭和四〇年の組合結成以来、春闘で賃金及び一時金などの要求を行っていたこと、組合が昭和四七年九月に全日本食品労働組合連合会(以下「食品労連」という。)に加盟したことは認めるが、その余の点は不知。

昭和四九年秋闘は、インフレ手当を中心とした諸手当等に関する経済的要

求に関するものであった。これに反し、職場環境の改善等に関する問題は、組合の昭和四九年の第九回全国大会において、同年一〇月を職場点検月間として、各支部で職場の問題を取り上げる方針を決定した結果、各支部で交渉が行われていたものであり、同年秋闘とは別個のものであった。

- (三) 3の(1)のイの事実のうち、詳細規定は別に定めるとされていたが、具体的な金額は協定されていなかったことは否認するが、その余の点は認める。

原告と組合との間の労働協約(以下「協約」という。)第五三条には通勤手当及び寒冷地手当に関する詳細規程は別に定めるとされていたが、昭和四九年秋闘当時、詳細規程は締結されず、原告は、独自に社内規程を設けて運用していたものである。

- (四) 3の(1)のウ、(2)のア、イ、(3)のア、イ、(4)のアの各事実を認める。

- (五) 3の(4)のイの事実のうち、原告が組合の要求項目⑥ないし⑨について団体交渉を行わなかったこと、原告と組合が要求項目①ないし⑤についてのみ合意に達したこと、組合が⑥ないし⑨の要求項目を取り下げたのが昭和五二年秋闘を終結させるためであることは否認するが、その余の点は認める。

昭和五二年秋闘の要求項目のうち、①ないし⑤は、規範的部分であるが、原告は、右各項目についても具体的な回答をした。

また、右要求項目のうち、⑥ないし⑨は、債務的部分であるが、原告は、組合に対し、九回にわたる団体交渉を通じて、協約有効期間中は協約所定事項を互いに遵守尊重すべきである旨を述べて理解を求めたのであり、単に交渉ができないものと主張し、また、団体交渉を行わなかったというものではない。

そして、原告は、昭和五三年二月一五日、組合との間で、右要求項目①ないし⑨について合意に達したものである。ところで、組合は、右要求項目⑥ないし⑨については、原告から、右九回にわたる団体交渉を通じて、協約有効期間中は協約所定事項を遵守すべきである旨の回答を受け、これを受け入れて右各項目についての要求を取り下げたものである。

- (六) 3の(5)のアの事実のうち、第三次協約第八八条所定の住宅貸付金についての別途規定が定められていなかったことは否認するが、その余の点は認める。

右別途規定については、協約第八八条に原告が別に定めると規定されているところ、原告は、昭和四七年一月一日に右別途規定として、社内住宅融資規定を設けて運用してきている。

- (七) 同 3の(5)のイの事実のうち、原告と組合との間の昭和五四年二月二日の合意が要求項目②(体育奨励金制度)を除くこと、右要求項目②について組合が昭和五三年秋闘においてのみ、その要求を取り下げたことは否認するが、その余の点は認める。

原告は、昭和五四年二月二日、組合との間で、他の要求項目とあわせ、要求項目②についても組合がその要求を引き下げる旨の合意に達した。組合は、右要求項目②については、原告から体育奨励金制度の運用は福利厚生

一環として原告に任せられたい旨の回答を受け、これを受け入れ、右要求項目自体を取り下げる旨の協定を締結したものである。したがって、組合は、昭和五三年秋闘についてだけ右要求を取り下げたものではない。

(八) 3の(6)のアの事実は認める。

(九) 3の(6)のイの事実のうち、説明団交が原告の都合により昭和五四年一〇月一五日に開催されたこと、原告が同年十一月二〇日の団体交渉において同月六日付の文書回答と同一の内容の主張をするのみで、個々の要求項目についての交渉に応ぜず、また、組合の要求項目②について検討中であると回答したにとどまり、検討内容についての説明を行わなかったことは否認するが、その余の点は認める。

原告は、昭和五四年一〇月一日、組合との事務折衝に際し、組合に対し、同月五日及び八日の週に団体交渉を行うことは日程上困難である旨を回答したうえ、同年一〇月九日、組合に対し、同月一二日又は一五日に団体交渉を行いたい旨を申し入れたところ、組合は、同月一五日に開催したい旨を申し入れた結果、同月一五日に団体交渉が行われた。

また、原告が昭和五四年一〇月一八日までに組合に対して秋闘要求に対する回答を行わなかったのは、原告として結論が出なかったためであり、同月一六日、被告に対し、その旨を通知した。

原告は、昭和五四年十一月二〇日の団体交渉において、組合に対し、組合の要求項目については、すでに団体交渉の結果、昭和五三年一二月一日発効の協約及び昭和五四年二月二一日付協定書により解決されており、改めて交渉をすることは協約や協定を無意味なものとするから、協約有効期間中は協約所定事項を遵守尊重すべきである旨を説明した。しかし、結局、組合は、これを理解しえなかったものである。

(一〇) 4の(1)の事実は認める。

(一一) 4の(2)の事実のうち、寒冷地手当、冷凍室勤務手当が昭和五五年春闘で改訂されたことは認めるが、その余の点は否認する。

右各手当は、右のとおり昭和五五年春闘で改訂されたが、組合の昭和五四年秋闘とは一切関係がない。すなわち、協約によれば、右手当は、給与の一部と規定され(第五七条、第六一条)、また、給与の改訂(昇給)は、毎年一回四月一日付で実施する旨が規定され(第六〇条)ているところ、原告は、昭和五五年の春季交渉において右各手当の改訂(昇給)を提案し、組合は、右提案を受け入れたものである。

(一二) 4の(3)の事実は認める。

4 不当労働行為の不成立

(一) およそ、労使間において、それぞれの立場からの主張事項について団体交渉が行われて妥協、合意に達した結果、協約が成立した以上、労使双方は、将来に向って、その協約の条項に従った労使関係の秩序を形成しようとするものであり、右協約に伴って平和義務が生じるものである。したがって、協約は、その文言上明白な場合は格別、無意味な条項又は内容のない条項等は

存在しない。

- (二) 本件命令における住宅制度の拡充に関する条項の協定化の経過は、次のとおりである。

昭和五三年一〇月当時の協約第八八条には「会社が別に定める規定により、組合員は住宅貸付金を利用することができる。」と規定され、原告は、右条項に基づき、社内住宅融資規定を設けて運用してきた。組合は、原告に対し、昭和五三年一〇月二〇日付一九七八年秋闘要求書の第一項として、右住宅融資規定の改定及び協定化等を要求し、その後五回にわたる団体交渉が行われた結果、原告と組合は右要求について「原告は、前向きに検討し、可能な限り早く結論を出す。」との合意に達し、昭和五四年二月二一日付協定書第一項として、その旨の協定をした。

そして、右協定の意味するところは、第一に住宅融資規定の内容の改定について前向きに検討すること、第二に右規定を労使間の協定とせず、従来のとおり(協約第八八条)とすることである。

- (三) 本件命令における体育奨励金制度の新設に関する条項の協定化の経過は、次のとおりである。

組合は、原告に対し、前記一九七八年秋闘要求書の第二項として、右奨励金制度の新設を要求し、その後五回にわたる団体交渉が行われた結果、原告と組合は、右要求について「組合は要求を引き下げる。」との合意に達し、昭和五四年二月二一日付協定書第二項としてその旨の協定をした。

そして、右協定は、他に見られるように、単に「今回要求しない。」との限定的な趣旨を含む協定ではないから、組合としては、その有効期間中、信義則上右奨励金制度の新設を要求することはできないものである。

- (四) 以上のとおり、右住宅制度の拡充及び体育奨励金制度の新設に関する各条項は、いずれも今後の原告と組合との労使関係を規律する効力を有するものであるから、その有効期間中は、右各条項についていわゆる平和義務が存在する。そして、組合が右各条項について何らかの要求をしたとしても、右要求は、昭和五三年秋闘の協定締結の僅か七か月後にされたものであり、労使間の信義則に反して、すでに労使間で解決された各事項について交渉を求めるものである。したがって、原告は、右各事項について改めて組合に対して団体交渉に応ずる必要はないから、被告が右各事項について本件命令を発したの違法である。

5 結論

よって、原告は、被告に対し、本件命令の取消を求める。

二 請求の原因に対する被告の答弁

1 請求の原因 1 の事実は認める。

被告は、命令書記載のとおり事実上及び法律上の主張をする。

2 同 2 の事実のうち、本件命令が原告主張のとおり不当労働行為を認定し、組合の不当労働行為救済の申立を認容したことは認めるが、その余の点は争う。

被告が本件命令において不当労働行為を認定した理由は命令書記載のとおりで

あって、本件命令は適法である。

- 3 同 3 の(二)の後段の事実のうち、組合の第九回全国大会に関する事項は不知、その余の点は争う。
- 4 同 3 の(三)の後段の事実のうち、昭和四九年秋闘当時、通勤手当及び寒冷地手当について社内規程があったことは不知、その余の点は争う。
- 5 同 3 の(五)の第二ないし第四段の各事実を争う。
- 6 同 3 の(六)の後段の事実のうち、昭和五三年秋闘当時、社内住宅融資規定が定められていたことは認めるが、その余の点は争う。
- 7 同 3 の(七)の後段の事実のうち、昭和五三年秋闘において体育奨励金制度については原告の適用に任せる旨の話し合いがされたことは不知、その余の点は争う。
- 8 同 3 の(九)の第二ないし第四段の各事実を争う。
- 9 同 3 の(一一)の後段の事実のうち、原告と組合との協約第五七条、第六〇条、第六一条に原告主張のような規定があることは認めるが、その余の点は争う。
- 10 同 4 の(一)の事実を争う。
- 11 同 4 の(二)の事実のうち、昭和五三年一〇月当時の協約第八八条に原告主張のような規定があること、原告には昭和五三年当時住宅融資規定が存在したこと、組合が原告に対して原告主張のような秋闘要求書の第一項として、住宅制度の拡充に関する要求をし、団体交渉の結果、原告と組合とは、昭和五四年二月二日右要求について原告主張のような協定をしたことは認めるが、その余の点は争う。
- 12 同 4 の(三)の事実のうち、組合が原告に対して原告主張のような秋闘要求書の第二項として、体育奨励金制度の新設の要求をし、団体交渉の結果、組合が右要求を取り下げたことは認めるが、その余の点は争う。
- 13 同 4 の(四)の事実を争う。

第三 証拠関係

一 原告

- 1 甲第一ないし第三号証
- 2 証人 Y 1
- 3 乙第八、第九号証の成立は知らない。その余の乙号各証の成立は認める。

二 被告

- 1 乙第一ないし第一四号証
- 2 甲第一号証の成立は知らない。その余の甲号各証の成立は認める。

(理由)

一 本件命令

請求の原因 1 の事実、同 2 の事実のうち、本件命令が原告主張のとおり不当労働行為を認定し、組合の不当労働行為救済の申立を認容したことは、当事者間に争いがない。

二 当事者及び労働協約の締結状況

命令書理由第 1、1 の(1)、(2)、2 の(1)ないし(4)の各事実は、当事者間に争いがない。

三 昭和五四年秋闘前における団体交渉の経過等

1 命令書理由第1、3の(1)のアの事実のうち、組合が昭和四〇年の組合結成以来、春闘で賃金及び一時金などの要求を行っていたこと、組合が昭和四七年九月に食品労連に加盟したことは、当事者間に争いがない。

また、右事実と原本の存在、成立に争いのない乙第一、第四ないし第六号証を総合すれば、食品労連は、昭和四七年当時、産業別の統一要求として、秋闘を組織していたこと、組合は、昭和四七年九月に食品労連に加盟したと昭和四八年末に石油ショックがあったことを契機として、昭和四九年の秋闘時に、原告に対し、賃金、一時金以外の労働諸条件及び職場環境の改善等、支部の問題を要求することとしたことが認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

2 命令書理由第1、3の(1)のイの事実のうち、詳細規定は別に定めるとされていたが、具体的な金額は協定されていなかったことを除く、その余の事実、当事者間に争いがない。

また、右事実と前掲乙第一、第四ないし第六号証を総合すれば、原告と組合との間の第二次協約第五三条には通勤手当及び寒冷地手当について詳細規程は別に定めるとされていたが、昭和四九年秋闘当時、詳細規定はなく、具体的な金額は協定されていなかったことが認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

3 命令書理由第1、3の(1)のウ、(2)のア、イ、(3)のア、イ、(4)のアの各事実は、当事者間に争いがない。

4 命令書理由第1、3の(4)のイの事実のうち、原告が組合の要求項目⑥ないし⑨について団体交渉を行わなかったこと、原告と組合が要求項目①ないし⑤についてのみ合意に達したこと、組合が要求項目⑥ないし⑨の要求を取り下げたのが昭和五二年秋闘を終結させるためであったことを除く、その余の事実、当事者間に争いがない。

また、右事実と前掲乙第四ないし第六号証、原本の存在、成立に争いのない乙第三、第七、第一四号証を総合すれば、原告は、昭和五二年秋闘においては、組合の右要求項目①ないし⑤について合意に達したが、右要求項目⑥ないし⑨については、協約有効期間中は協約所定事項に関して話し合うべきではないと主張して団体交渉を行わなかったこと、組合は、原告の右のような主張もあり、かつ、右秋闘を終結させるため、右要求項目⑥ないし⑨の要求を取り下げたことが認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

5 命令書理由第1、3の(5)のアの事実のうち、原告と組合との間の第三次協約第八八条所定の別途規定が定められていなかったことを除く、その余の事実、当事者間に争いがない。

また、右事実と成立に争いのない甲第二号証、乙第一〇号証、証人Y1の証言を総合すれば、右協約第八八条所定の別途規定については、原告は、昭和四七年一月一日、社内規定として、社内住宅融資規定を設けて運用してきたが、これは、いまだ原告と組合との間で協定されたものではないことが認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

6 命令書理由第1、3の(5)のイの事実のうち、原告と組合とが昭和五四年二月二日に要求項目②を除き、合意に達したこと、右要求項目②について組合が昭和

五三年秋闘においてのみ、その要求を取り下げたことを除く、その余の事実は、当事者間に争いがない。

また、右事実と前掲乙第一、第一〇号証、成立に争いのない甲第三号証、証人 Y 1 の証言により真正に成立したと認められる甲第一号証、証人 Y 1 の証言を総合すれば、原告と組合とは、昭和五三年秋闘においては、七項目の要求について昭和五三年一〇月二三日、十一月七日、同月二二日、一二月六日、同月一三日、同月一四日の六回にわたり団体交渉をし、昭和五四年二月二日合意が成立し、有効期間の定めのない協定書を作成したこと、ただ、その際、組合の要求項目②の体育奨励金制度の新設については、組合側は、右奨励金は組合員一人当り年額六〇〇〇円を支給し、その運用方法は労使双方から選出した運営委員会によって決定する旨を要求し、これに対し、原告側は、右奨励金は組合員一人当り年額三〇〇〇円を支給しその運用方法は福利厚生の一環として原告に任せられたい旨を回答したため、妥結をみなかったこと、そこで、組合は、右要求項目②に関する要求について、何らの条件を付することなく、これを取り下げることとし、右協定書には「組合は要求を引下げる。」と記載されたことが認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

四 昭和五四年秋闘における団体交渉の経過等

1 昭和五四年秋闘における団体交渉

- (一) 命令書理由第 1、3 の(6)のアの事実は、当事者間に争いがない。
- (二) 命令書理由第 1、3 の(6)のイの事実のうち、説明団体交が原告の都合により昭和五四年一〇月一五日に開催されたこと原告が同年十一月二〇日の団体交渉において同月六日付の文書回答と同一内容の主張をするのみで、個々の要求項目についての交渉に応ぜず、要求項目②について検討中であると回答したにとどまり、検討内容についての説明を行わなかったことを除く、その余の事実は、当事者間に争いがない。

また、右事実と前掲乙第三ないし第六号証、原本の存在、成立に争いのない乙第二号証、成立に争いのない乙第一一、第一二号証、証人 Y 1 の証言を総合すれば、次の事実が認められる。

- (1) 組合は、昭和五四年一〇月一日、原告に対し、秋闘要求書を提出し、その説明団交を同月五日に開催することを口頭で申し入れた。これに対し、原告は、組合に対し、日程上の都合があり、右説明団交を同月一五日に開催する旨を申し入れて組合の了承を得たうえ、同月一五日に右説明団交を開催した。その際、組合は、原告に対し、組合の要求項目について具体的な説明を行い、かつ、その要求に対する回答を同月一八日に行うことを申し入れた。
- (2) ところで、原告は、組合の要求について組合申入の昭和五四年一〇月一八日までには結論が出ず、回答をすることができなかったため、これより先同月一六日、組合に対し、その旨を伝え、また、組合からの同月二六日に折衝の機会をもちたいとの申入にも応じなかった。そこで、組合は、原告に対し、同年十一月一日付文書をもって抗議し、同月六日に

団体交渉を開催して回答を行うことを申し入れた。

原告は、組合に対し、同年十一月六日付文書をもって「貴要求事項は昭和五四年二月二日付協定書並びに現行労働協約をもって、いずれも解決済であります。なお一〇月一日付要求第二項については、昭和五四年二月二日付協定に基づき現在検討中であります。」との回答をした。

- (3) 次いで、昭和五四年十一月二〇日、原告と組合とは団体交渉を開催したが、その際、原告は、組合に対し、右十一月六日付文書の回答と同一内容を述べ、協約有効期間中は協約所定事項を遵守尊重すべきである旨を主張し、個々の要求項目についての交渉に応ぜず、また、要求項目②の住宅制度の拡充については、検討中であると回答したが、その検討内容についての説明を行わなかった。

右のような事実が認められ、右認定を覆すに足る証拠はない。

2 救済申立後の団体交渉等

- (一) 命令書理由第1、4の(1)の事実は、当事者間に争いがない。
- (二) 命令書理由第1、4の(2)の事実のうち、寒冷地手当、冷凍室勤務手当が昭和五五年春闘で改訂されたことは、当事者間に争いがなく、右事実と成立に争いのない乙第一三号証を総合すれば、命令書理由第1、4の(2)の事実が認められ、右認定を覆すに足る証拠はない。
- (三) 命令書理由第1、4の(3)の事実は、当事者間に争いがない。

3 結び

以上の事実によれば、原告は、昭和五四年十一月六日以降は、組合の昭和五四年秋闘要求中の住宅制度の拡充及び体育奨励金制度の新設についての団体交渉の申入に対し、右要求事項が原告と被告との間の同年二月二日付協定及び現行協約によって解決済であることを理由として、右申入を拒否しているものというべきである。

五 不当労働行為の成否

- 1 労働組合の団体交渉の申入に対しては、使用者は、これを拒否すべき正当な理由のない限り、これに応ずる義務を負うところ、本件においては、原告は、団体交渉拒否の理由として、前述のとおり組合の要求事項がすでに組合との間の協定及び協約によって解決済であることを挙げているので、これが果たして正当と認められるかどうかについて検討する。

ところで、使用者が団体交渉を拒否するについて正当な理由があるかどうかは、従前の団体交渉の経過、労働協約による平和義務の存否等の具体的事情を勘案して判断すべきものと解するのが相当である。

そして、労働協約が締結され、これにより労働条件に関する基準が設定された以上、協約当事者である使用者と労働組合は、少なくとも協約の有効期間中は、協約で設定された具体的基準に対応する範囲において、これを遵守する義務を負うから、労働組合が協約の有効期間中にその効力を否定するような要求を掲げて団体交渉を申し入れても、使用者は、これに応ずる義務を負うものではないと解するのが相当である。ただ、労働条件は、その時々、社会経済的条件によって変

化するから、協約の成立当時、予期しなかったような事情の変更が生じ、その改定が必要とされる場合には、使用者が単に協約の存在を理由として団体交渉を拒否することは、正当な理由があるとはいうことができず、不当労働行為を構成するものと解するのが相当である。

2 そこで、以上のような見地に立って、本件について判断する。

(一) 前記三、四に判示したところによれば、昭和五四年秋闘において、原告と組合とは、前後六回にわたる団体交渉を重ねた結果、昭和五四年二月二一日、要求項目のうち、住宅制度の拡充については、原告が前向きに検討して可能な限り早く結論を出す旨の合意が成立し、また、要求項目のうち、体育奨励金制度の新設については、原告と組合との見解が対立して交渉が進展せず、組合が要求を無条件に取り下げることとし、右各団体交渉事項について有効期間を定めず、右の趣旨を記載した同日付協定書が作成されたものである。

以上述べたところによれば、昭和五四年二月二一日当時、住宅制度の拡充及び体育奨励金制度の新設については、労使双方の主張が対立して具体的な合意に達せず、特に体育奨励金制度の新設については、相互に譲歩の意思のないことが明確になっていたから、右各事項については、もはや交渉の余地がなく、事情の変更が生じない限り、更に団体交渉を申し入れることは、無意味であり、協約の有効期間中にその効力を否定することになるから、原告が組合の右各事項についての団体交渉の申入を拒否することに正当な理由がないとはいえないというべきである。

(二) 被告は、原告と組合との間の昭和五四年二月二一日付協定は右住宅制度の拡充について実質的な内容を定めた協約といえず、また、右体育奨励金制度の新設について何ら内容のある協約をしたものとはいえないから、原告が右各事項について団体交渉を拒否することに正当な理由がない旨主張する。しかし、右(一)に述べたとおり団体交渉事項について労使双方の主張が対立して具体的な合意に達せず、それ以上に譲歩の意思がないために、その段階における協約を締結したとしても、右協約が内容のないものとはいえず、事情の変更が認められない限り、更に団体交渉を再開することは無意味であるというべきである。

(三) そして、事情の変更を理由づける事実の存在については、団体交渉の再開を申し入れる者がその立証責任を負うものであり、この理は、訴訟手続はもとより、救済手続においても適用されるものと解されるところ、本件においては、組合が事情の変更があったことについて何らの立証をしないものである。

(四) 以上述べたところによれば、原告と組合とが昭和五四年二月二一日住宅制度の拡充及び体育奨励金制度の新設について協定をして以来、事情の変更があったことについての立証はないから、原告が右協定締結後の僅か七か月余ののちに、組合からされた右各事項に関する団体交渉の申入を拒否しても、正当の理由がなく、これを拒否したものではないというべきである。したがって、原告の組合に対する団体交渉の拒否は労働組合法第七条第二号所定の

不当労働行為には当たらないものというべきである。

六 結論

以上の次第であるから、原告の団体交渉の拒否が正当の理由がなく、不当労働行為に該当すると判定し、原告に対し、組合との団体交渉を命じた本件命令は、瑕疵のある行政処分として違法であり、取消を免れない。

よって、原告の本訴請求は、正当として、認容すべきであるから、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条を適用し、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第六民事部